

事業**市内小・中・義務教育学校における平日・休日等の電話対応について****■概要**

国の教員の働き方改革に関わるガイドラインや栃木県の「学校における働き方改革推進プラン(第2期)【令和4年3月】」を受け、那須塩原市教育委員会では「働き方改革かがやきプラン(第2期)【令和5年3月】」を策定している。

「働き方改革かがやきプラン(第2期)」における業務改善の取組の一つとして、平日、休日等の電話対応時間を定め、教員の児童生徒支援に関わる時間や授業及び準備に係る時間の確保を図り、教員にしかできない教育活動に力を注げるような職場環境づくりに努めていく。

■各校に導入する電話応答システムについて

- ・電話機本体等にて音声ガイダンスの切替え設定が可能なシステム
- ・各学校に令和5年8月27日までに納品完了(予定)

■電話応答システムの運用開始日(予定)

- ・令和5年8月28日(月)(夏季休業明け)

■電話対応時間について

(1) 平日

⇒午前7時45分 から 各校の設定時刻まで

【運用上の留意点】

- ・電話対応時間の終了時刻設定は、児童生徒の下校時刻から帰宅するまでの時間を考慮する。(目安：各校の児童生徒の通学手段等を考慮して帰宅までに要する時間を含めた時刻)
- (2) (1) 以外の時間帯及び週休日(土・日)、休日(祝日)
⇒電話対応は行わず、音声ガイダンスが流れる。
[音声ガイダンス例]
はい、〇〇学校です。本日の電話対応時間は終了いたしました。恐れ入りますが、平日の電話対応時間に改めておかけ直してください。
- (3) 長期休業期間
⇒各学校の勤務開始時刻から勤務終了時刻までとする。
(目安：午前8時～午後4時30分)

■電話応答システム運用上の留意点

- (1) 電話対応時間は、各校により適宜変更可能とし、保護者に周知していく。
- (2) 子どもの生命や安全(不審者等の情報)に関わることは、保護者から救急(119番)や警察(110番)に直接連絡してもらいように周知、要請する。ただし、学校生活上の児童生徒に関わる緊急の連絡は、学校から保護者へ電話対応時間外でも連絡を入れ、連携を図っていく旨を周知する。
- (3) 必要に応じて保護者に学校配備のIP電話番号を周知するなど緊急連絡手段を周知する。